

# 「重要土地ウェブ地図」の公開について（お知らせ）

「重要土地等調査法」に基づく注視区域・特別注視区域の区域図については、現在、内閣府において縦覧に供することに加え、内閣府ホームページにおいてPDF形式で公開しているところですが、今般、届出等を行う方の利便性の向上を目的として、**令和6年6月26日より、同ホームページに「重要土地ウェブ地図」を公開**しています。

このウェブ地図では、内閣府ホームページからアクセスできるウェブ地図上に区域範囲を示し、区域名称（ラベル）の掲載や、表示範囲の移動・拡大・縮小などの操作を通じて、より簡便に注視区域等の範囲を閲覧・確認できます。また、民間サービスを利用した住所検索機能を参考として備えており、区域の検索を効率的に行えます。

つきましては、本法に関連する業務を行う部署や担当者に本情報をお知らせ・共有いただくとともに、関係する住民や事業者の方々より問い合わせがありました際のご案内にご活用ください。

## 「重要土地ウェブ地図」へのアクセス方法

内閣府 重要土地 指定区域



3. 指定区域一覧 「区域の指定について」のページのここをクリック。

- ・注視区域の一覧
- ・特別注視区域の一覧
- ・指定区域の閲覧(重要土地ウェブ地図) (操作マニュアル )

重要土地等調査法に係る注視区域・特別注視区域

重要土地等調査法に基づく指定区域

本ページでは、利便性の観点からウェブ地図上で重要土地等調査法に基づく指定区域...  
本ページから指定区域を確認する際は、ご利用前に、以下の注意点を確認いただき、利用条件...  
**利用条件に同意いただける場合には、左下のボックスをチェックしたうえで右下のOKボタンを押してください。**

ウェブサイト利用上の注意、利用条件

1. このサイトのウェブ地図は国土地理院の提供する地理院地図に区域情報を追記して作成しています。国土地理院発行2万5千分1地形図相当の誤差を有します。また、地図上に記載した区域を示す線には、データ作成上の誤差が含まれます。

上記の利用条件に同意します

OK

利用条件等をお読みいただき、同意いただける場合には、チェックボックスにチェックの上、「OK」ボタンを押していただくご利用開始できます。

重要土地等調査法に係る注視区域・特別注視区域

検索

島根県出雲市荒茅町●番地▲

検索ボックスに住所を入力し、検索。  
※詳しくはHPに掲載の「操作マニュアル」をご覧ください。

400 km  
200 mi

国土地理院 Powered by Esri

# 【参考】ウェブ地図の見方

Q1 今般公表する「重要土地ウェブ地図」の背景地図は、内閣府ホームページにおいて公表されている区域図のPDFファイルの背景地図と同じものなのか。

A1 「重要土地ウェブ地図」の背景地図は自動的に最新の地図に更新されますが、内閣府ホームページにおいて公表されている区域図の背景地図は区域指定が施行された時点で公開されていた背景地図を使用しています。そのため、背景地図が異なっている場合があります。（例えば、道路が増えている（減っている）。）

Q2 「重要土地ウェブ地図」において検索したところ、検索対象の土地・建物が区域の外縁線の内側にあったが、これをもって当該土地・建物が注視区域内・特別注視区域内にあると判断してもいいのか。

A2 「重要土地ウェブ地図」での住所検索機能は民間サービスを利用しており、区域の検索を効率的に行っていただくための参考情報です。検索結果が必ずしも正確な位置関係を示すものではありません。（例えば、「〇〇町1-1」で検索した際に、使用している民間サービスの地図データ上に当該住所のデータがない場合、「〇〇町1」の中心地付近が検索結果として示される場合があります。）  
最終的な判断は、内閣府ホームページに掲載している区域図等を確認して、検索対象の土地等が、その区域図上のどこに位置しているかを特定していただき、区域図上で特定したその土地の位置が、区域図上の外縁線の内側か外側かをご判断ください。

Q3 「重要土地ウェブ地図」中の吹出し（ラベル）は何か。

A3 吹出し（ラベル）は区域の名称を表しています。特定の地点を指しているものではありません。

Q4 「重要土地ウェブ地図」上の赤い線と青い線は何を意味するのか。

A4 赤い線は特別注視区域の外縁線、青い線は注視区域の外縁線を意味します。特別注視区域と注視区域の外縁線が重なるところは赤い線にしています。

Q5 地図の縮尺を拡大すると白くなる場合はどう対処するのか。

A5 地図の拡大を一定以上行くと、機能上、背景の地図が表示されなくなり、地図画面が白くなります。

## ウェブ地図のイメージ

